

医療法人 新産健会の

ストレスチェック サービス

ストレスチェックの実施が義務化

企業のメンタルヘルス不調者の増加は人的資源・組織マネジメントの観点から大きな問題となっています。最近の調査では、1か月以上の休業者が居る事業所の割合は全体で8.1%、30～49人の小規模な事業所では10.1%となっています。また、平成24年度には精神障がいのある労働災害認定件数も475件に上り過去最高を記録しました。

このような社会的背景を受けて、労働安全衛生法が一部改正され、年1回のストレスチェックが50人以上の事業所に対して義務化されました。(平成27年度中に施行)



回答者ご本人様へ

- ✓ 自らのストレスの原因を把握することができ、メンタル不調の早期発見に役立ちます
- ✓ 自らのストレスレベルに応じた対処法のアドバイスが得られます
- ✓ カウンセリングを受けるためのきっかけとしてご利用いただけます



企業・組織のご担当者様へ

- ✓ 職場ごとの分析レポートを作成することで、職場間のストレス値比較ができます
- ✓ 職場の強みや弱み、ストレスレベル、健康リスク等を全国データと比較できます
- ✓ 職場環境を改善するための優先順位をつけることに役立ちます
- ✓ 高ストレス者をカウンセリングへつなげることでメンタル不調の早期発見に役立ちます

ストレスチェックサービスの活用法

① 分析レポートの作成

メンタルヘルス専門家が組織結果を分析して報告書を作成いたします。組織の強みを活かす方策や弱みの改善策を具体的に提案いたします。

② 結果報告書の作成

ストレスチェックで高いストレス反応を示された従業員のフォローアップについて、貴社の産業保健体制に則した対応策をご提案いたします。

個人情報保護への配慮

アンケートの集計・結果作成は個人情報保護法に準拠して適正な取扱いを行います。個人の結果については、回答者個人にのみ返却いたします。

信頼性・妥当性の高い調査票

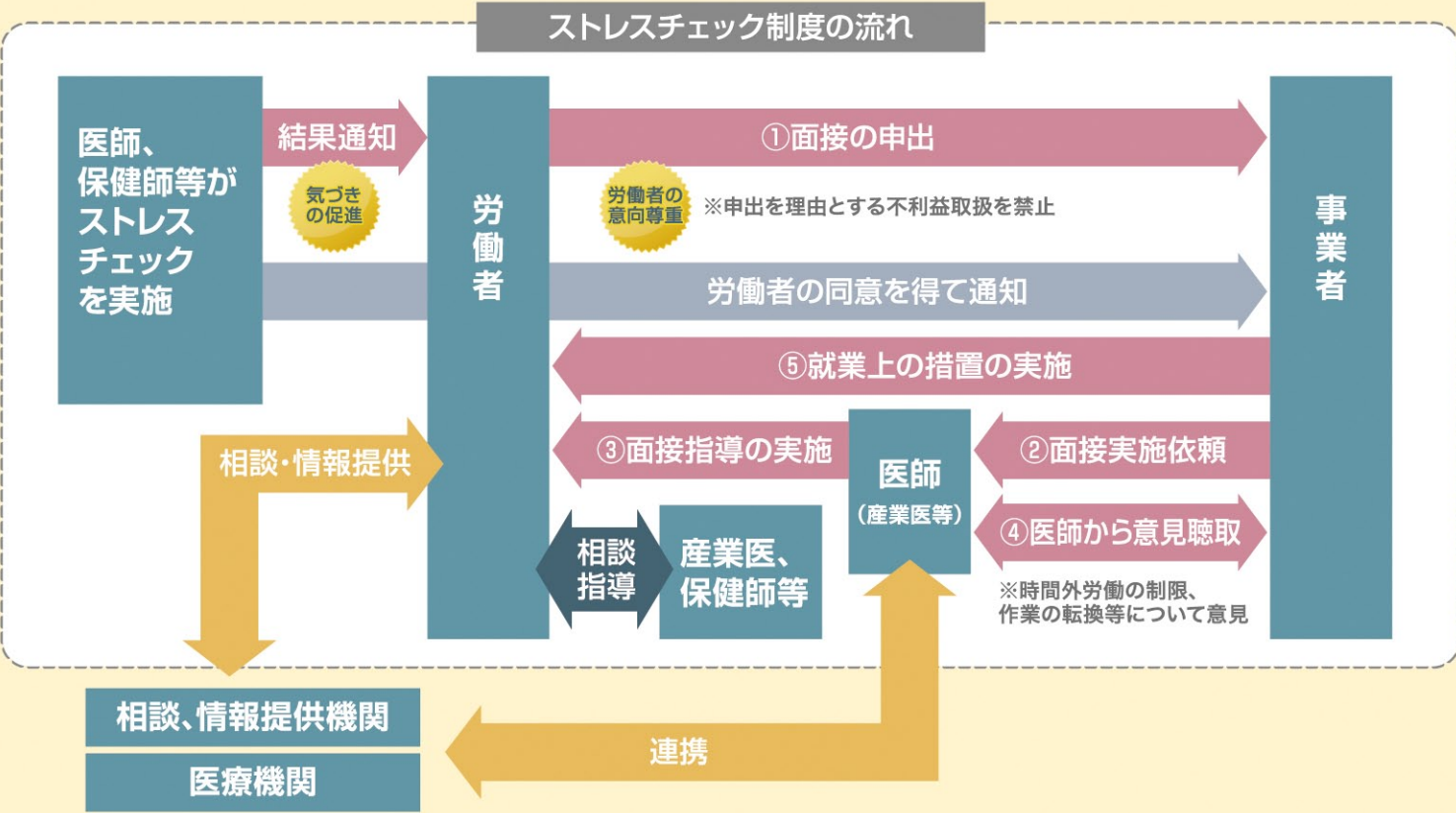
厚生労働省が研究開発した「職業性ストレス簡易調査票」を使用しています。業種を問わず広くご利用いただくことができます。個人のストレス耐性、職場ごとのストレス状況の比較、職場のストレス要因などが判ります。

ストレスチェックの実施等が義務となります

- 常時使用する労働者に対して、医師、保健師等※¹による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）※²を実施することが事業者の義務となります。（労働者数50人未満の事業場は当分の間努力義務）

- ※1 ストレスチェックの実施者は、今後省令で定める予定で、医師、保健師ほか、一定の研修を受けた看護師、精神保健福祉士を含める予定。
- ※2 検査項目は、「職業性ストレス簡易調査票」（57項目による検査）を参考とし、今後標準的な項目を示す予定。検査の頻度は、今後省令で定める予定で、1年ごとに1回とすることを想定。
- 検査結果は、検査を実施した医師、保健師等から直接本人に通知され、本人の同意なく事業者に提供することは禁止されます。
- 検査結果、一定の要件※³に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となります。また、申出を理由とする不利益な取扱いは禁止されます。
- ※3 要件は、今後省令で定める予定で、高ストレスと判定された者などを含める予定。
- 面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置※⁴を講じることが事業者の義務となります。

※4 就業上の措置とは、労働者の実情を考慮し、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を行うこと。



ご利用料金 表示価格は全て税抜表示となっております。

職業性ストレス簡易調査票(57項目)			新職業性ストレス簡易調査票(80項目)		
個人結果報告書作成料	分析レポート作成料※	組織全体の結果報告書作成料	個人結果報告書作成料	分析レポート作成料※	組織全体の結果報告書作成料
600円 / 人	2,400円 / 件	100,000円	800円 / 人	3,000円 / 件	150,000円

※本内容は今後の省令・ガイドライン等の内容により変更となる可能性がありますことをご了承ください。

まずはご相談を **TEL.011-867-0139**

医療法人 新産健会 スマイル健康クリニック 〒062-0052 札幌市豊平区月寒東2条16丁目1-96 2階



信頼できる健診機関の認定
労働衛生サービス機能評価機構認定